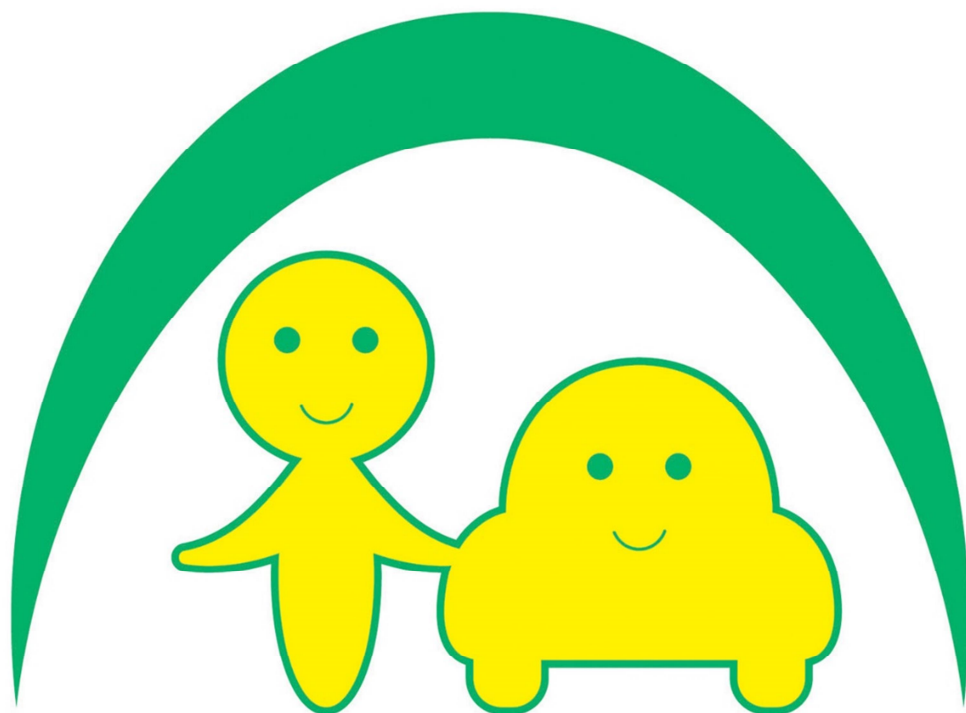


令和7年度
弘前市交通安全対策連絡会
交通安全運動推進要綱

『交通あったか運動 in 弘前』



青森県交通安全シンボルマーク

弘前市交通安全対策連絡会

1 運動の目的

市民一人ひとりに交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、市民一体となって交通事故のない安全で住み良い社会の実現に向けた取り組みと交通事故防止の徹底を図る。

2 弘前市の年間交通安全運動名

『交通あったか運動 in 弘前』

3 年間スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

4 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

5 推進方策

弘前市交通安全対策連絡会が中心となり、関係機関・団体との連携を密にして、以降に掲げる推進事項に基づき、弘前市におけるそれぞれの実情に応じた実施計画を策定し、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止に寄与する実践活動を積極的に実施する。

6 連絡会事業

- ◎ 春の交通安全市民総決起大会及び交通安全パレード（4月4日）
- ◎ 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日・9月30日）
- ◎ 夏・秋・冬の交通安全運動街頭啓発（運動期間中）
- ◎ 敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2025（9月1日～9月30日）
- ◎ いきいきシルバー交通安全強調月間（11月1日～11月30日）

このほか、関係機関・団体と相互連携を取りながら交通安全活動を推進していく。

7 運動重点に関する主な推進項目

(1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の安全の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (イ) 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (エ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

イ 歩行者の正しい横断方法の実践

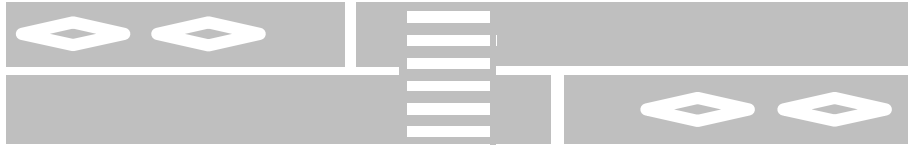
- (ア) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- (イ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

② 歩行者優先意識の徹底と安全運転意識の向上

ア 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- (ア) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (イ) 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

「信号機のない横断歩道」は「歩行者優先」です！



《↑↑ひし形マークの先には、横断歩道か、自転車横断帯があります↑↑》

- ・横断歩道が見えたら、近くに歩行者がいないか十分確認しましょう。
- ・横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速しましょう。
- ・横断歩道を横断している、又は、横断しようとしている歩行者がいる時は、その手前で停止しましょう。

イ ながら運転の根絶

- (ア) 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- (イ) 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

ウ 高齢運転者の交通事故防止対策

- (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (ウ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進
- (エ) 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

エ 二輪車運転者に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗用車ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (イ) 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- (ウ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

(2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

① 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ウ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の促進

② 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

③ 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進



自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ① 歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と、自発的な反射材用品及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組の推進
- ② 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後 1 時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ③ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ④ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- ⑤ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- ⑥ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の促進
- ② シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ③ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(5) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

- ① 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- ② 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の促進

「妨害運転」は重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪です！

他車の進行を妨害する目的で次のような行為をすると、違反です！

- ・ むりやり前に割り込んだり、幅寄せする行為
- ・ 必要以上に車間距離を詰める行為
- ・ 執拗にクラクションを鳴らす行為

妨害行為を受けたら・・・

- ・ 相手の挑発に乗らない
- ・ 左側端に寄って停止し、相手をやり過ごす
- ・ 相手が降車してきても窓やドアは開けない、ドアロックをする
- ・ 近くの安全な場所に待避（警察署、交番等）
- ・ 不安を感じたら110番通報する

8 その他の推進事項

(1) 冬道の安全運転の推進

- ① 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- ③ 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して日常点検の徹底や冬道における交通事故防止を図る。
- ④ 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

(2) 暴走行為の追放

① 暴走行為をさせない環境づくり

- ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
- イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。

② 家庭、学校等における青少年指導の充実

- ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

③ 車両の不正改造の防止等

- ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
- イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
- ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

(3) 踏切事故の防止

① 踏切道の交通の安全と円滑化の推進

- ア 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
- イ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。

② 踏切通過方法等に関する教育の推進

- ア 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発

生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。

イ 学校や自動車教習所では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。

(4) 違法駐車の排除気運の醸成

- ① 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- ② 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

9 青森県の交通安全運動

(1) 期間を定めて実施する運動

運動名	期 間	重 点
春の全国交通安全運動	4月6日 ～ 4月15日 (10日間)	○こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践 ○歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進 ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
夏の全国交通安全県民運動	7月21日 ～ 7月31日 (11日間)	○歩行者の正しい横断方法の実践と安全運転意識の向上 ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底 ○飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止
敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン 2025	9月1日 ～ 9月30日 (1か月間)	別途実施要項を定める
秋の全国交通安全運動	9月21日 ～ 9月30日 (10日間)	別途実施要項を定める
いきいきシルバー交通安全強調月間	11月 1日 ～ 11月30日 (1か月間)	別途実施要綱を定める
冬の交通安全県民運動	12月11日 ～ 12月20日 (10日間)	別途実施要綱を定める

(3) 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日・・・・・・・・・・毎月 1 日
- 高齢者交通安全の日・・・・・・・・・・毎月 15 日
- 交通事故死ゼロを目指す日・・・・・・・・・・令和 7 年 4 月 10 日・9 月 30 日

◎「高齢者交通安全の日」の実施事項

毎月 15 日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナ

一の実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

高齢者交通安全五則

- 1 横断は、左右をよく見てまっすぐ渡りましょう。
- 2 車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3 自転車に乗るときは、交差点や曲がり角で必ず安全を確かめましょう。
- 4 運転するときは、健康状態に気をつけ、余裕ある運転を心掛けましょう。
- 5 外出は、明るく目立つ服装に心掛けましょう。

令和7年交通安全スローガン

<一般部門／運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門>

（最優秀作） ☆守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

（優秀作） ☆夕暮れに 歩行者を照らす ^{しょう}照 time

（優良作） ☆飲む前に 車じゃないよね？ 再確認

<一般部門／歩行者等に呼びかける部門>

（最優秀作） ☆危険です ながらスマホで 踏むペダル

（優秀作） ☆見えないを 見えるに変える 反射材

（優良作） ☆ヘルメット かぶるあなたは かっこいい

<こども部門／こどもたちに交通安全を呼びかける部門>

（最優秀作） ☆青だけど 自分の目で見て たしかめて

（優秀作） ☆てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

（優秀作） ☆まだ行ける？ いいえ黄色は もう止まれ

（優良作） ☆反射材 わたしとかがやく 夜の道

推進機関・団体

弘前市	弘前市連合父母と教師の会
弘前警察署	弘前市保育研究会
(一財) 青森県交通安全協会弘前交通安全協会	弘前幼稚園協会
弘前市町会連合会	弘前建設業協会
青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	弘前建築組合
弘前労働基準監督署	弘前左官業組合
陸上自衛隊弘前駐屯地	(公社) 弘前観光コンベンション協会
東日本旅客鉄道(株) 秋田支社津軽地区センター	弘前旅館ホテル組合
青森県中南地域県民局地域整備部	弘前料理飲食業組合
弘前市教育委員会	青森県寿司業生活衛生同業組合弘前支部
弘前地区消防事務組合	東日本電信電話(株) 弘前支店
弘前商工会議所	弘南バス(株)
(公社) 弘前青年会議所	弘南鉄道(株)
つがる弘前農業協同組合	(株) ムジコ・クリエイト弘前モータースクール
(一社) 弘前市医師会	三ツ矢自動車学校
弘前市老人クラブ連合会	弘前塗装工業会
青森スマートドライバー実行委員会	弘前地区電気工事業協同組合
弘前地区安全運転管理者協会	日本郵便(株) 弘前郵便局
弘前地区安全運転管理事業主会	弘前建具木工組合
(一社) 弘前自動車協会	弘前管工事業協同組合
(公社) 青森県トラック協会弘前支部	青森県漆器協同組合連合会
(一社) 青森県タクシー協会弘前支部	青森県板金工業組合津軽支部
(一社) 青森県自動車整備振興会弘前支部	弘前地区保護司会
青森県自転車軽自動車商業協同組合弘前支部	(一社) 日本善行会弘前支部
中弘南黒地区高等学校生徒指導協議会	青森県石油商業組合中弘南支部
弘前市中学校長会	
弘前市小学校長会	